

平成28年度第2回 岩手県在宅医療推進協議会	資料2
平成29年3月28日	
岩手県保健福祉部長寿社会課	

在宅医療に関するデータの提供等に関する取組について

介護保険事業計画及び医療計画の改定などの取組にあたって、データに基づいた現状の把握や、施策立案にあたってデータが必要であることから、本協議会のワーキンググループの場を活用しながら、在宅医療・介護連携に係るデータを取りまとめることについて協議するものです。

1 経緯

在宅医療に関しては、提供体制の構築が医療法、実際の診療活動等の報酬（対価）が健康保険法となっているほか、訪問看護や介護老人保健施設など、医療を含むサービスの一部が介護保険法となっており、特に市町村において全体像を把握することが困難である。

こうしたことを踏まえ、平成29年度に予定されている医療・介護の両計画の見直しにあたり、「在宅医療・介護連携に係るデータ」が必要であり、対応を協議するものである。

2 「在宅医療・介護連携に係るデータ」

(1) 現在活用できるデータ

- ・医療施設調査、死亡者数や死亡場所等が参照できる人口動態統計など既存統計
- ・在宅医療や介護に関する診療報酬、介護報酬の算定状況
- ・医療計画データブック（既存統計やデータ、独自調査）
- ・NDB オープンデータ（県単位）
- ・地域包括ケア「見える化」システム
- ・厚生労働省が主催している全国在宅医療会議・同ワーキンググループ資料

(2) 今後活用できるデータ

- ・医療計画データブック（平成29年度初めに最新版配布見込み）
- ・医療機能調査（県が独自に平成29年6月実施予定）

3 協議事項

平成29年度に予定されている医療・介護の両計画見直しにあたって、在宅医療の体制整備については本協議会で審議いただくこととなるほか、各医療圏における協議の場を運営する保健所や市町村にデータを提供していく必要がある。

こうした状況の下、限られた時間で機動的に対応するため、ワーキンググループで検討した上で、市町村や各圏域にデータを提供することとしたい。

なお、提供したデータ等については本協議会の開催時に報告させていただくこととする。